

## 官営から後藤経営下の高島炭坑に関する一考察

金 光男\*

(2017年12月8日 受理)

### The Takashima mine under the Gotō's operation following after the government control.

Kim Kwangnam\*

(Accepted December 8, 2017)

#### 1. はじめに

本稿の目的は、1874(明治7)年から1881(明治14)年までの高島炭坑に関して、官営期から後藤象二郎への払下げ前後にはじまり後藤経営の操業6年間を経て岩崎弥太郎による買収譲渡までの政治経済史的な展開を明らかにすることである。<sup>1</sup>

当時の高島炭坑は、1868(明治1)年以来、佐賀藩と英国資本の共同事業として近代的機械を備え堅坑を開鑿して洋式技術を導入した大規模炭坑であり、その出炭量も日本国内では概ね最大規模を誇った。くわえて高島炭の品質が良好な上、主として中国上海から比較的近いために輸送費が安価であり、東アジア市場への輸出に有利な地歩を確保していた。

さらに日本全国の石炭産業を見渡して、官営高島炭坑から後藤象二郎への払下げ前後の時期には既に高島炭は日本随一の出炭量を誇る規模となり、国内外において高い知名度と関心を寄せつけていた<sup>2</sup>。1877年からの明治10年代には高島炭坑は三池炭坑との競争を通じて出炭量と、東アジア地域への輸出量を伸ばしていった。まさに高島炭坑は日本石炭産業の巨大炭坑としての草分けであった。

ところで高島炭坑をはじめとする九州石炭産業に関する研究は、戦後に限ってみれば、1960年代から盛んに行われ日本経済史の分野を中心として積み重ねられて来た。まず注目されるのは水沼知一の研究<sup>3</sup>が挙げられる。水沼は明治前期において高島炭坑が外国資本への依存なくしては経営が成立しなかった事情と、外資排除を志向した明治政府の政策との矛盾が如何なるものか解明しようとした。「日本外交文書」や「大隈文書」「三菱社誌」などを用いて丹念に事実関係を手繰りつつ問題解明を試みている。明治前期高島炭坑から外資を排除する課題は、日本が統一的な主権国家として諸外国に対抗していくに際して、分権的な領有制(佐賀藩)と結びついて進出した外資を障害と見なす

---

\* 茨城大学全学教育機構 (〒310-8512 水戸市文京 2-1-1 ; Institute for Liberal Arts Education, Ibaraki University, 2-1-1 Bunkyo Mito-shi 310-8512 Japan).

ことから、政府の手厚い保護の下で政商三菱による外資諸権益を全部買収するという形で解決されたと結論づけた。

同年の John McMaster の研究<sup>4</sup>では高島炭坑の外資による近代的な開発が結果的に日本工業化を促進させたと積極的に評価している。マクマスターはロンドンで保管されているジャーディン＝マセソン商会(以後、JM 商会)の営業日誌や書簡類を分析して、日本の外資抑制的な政策にも関わらず英国資本によって遂行された高島炭坑の開発が、近代化にとって重要な石炭産業全体を拡大発展させる成功事例となったと結論づけている。

1968年には服部一馬の研究<sup>5</sup>が現われた。服部は高島炭坑の開発に JM 商会がどの様に関わっていたのか明らかにしようとした。すなわち JM 商会が高島官収と払下げに対して協力と対抗という関係で関与していくが、最終的には外資排除の方針が政府ではなくて三菱資本によって実現していく過程を詳細に跡付けている。

さらに隅谷三喜男の研究<sup>6</sup>が注目される。これは第一部で日本石炭産業の史的分析、第二部で石炭産業分析の方法の二つに区分された大著である。その第一部をみると幕末・維新期の石炭産業成立から明治期の鉦山王有制と炭坑マニュファクチュアの発展を経て石炭産業の資本制的展開を詳細に検討している。高島炭坑、三池炭坑そして筑豊炭坑をはじめとする大規模炭坑のみならず明治初期において重要な位置を占めていた唐津炭坑や松浦地域の中小炭坑などについても詳細な分析が行われている。隅谷の研究は日本石炭産業での資本制生産の確立が巨大鉦区と前近代的なままの賃労働関係を基盤としており、低生産性と労使の対抗関係という矛盾を現実化していき、他方で帝国主義諸国との軋轢によって影響を受けつつ展開したと結論づけている。

1970年代には幕末から明治期にかけて九州石炭産業、とくに高島炭坑の発展を跡付ける研究が輩出している。高島炭の輸出に焦点をあてて幕末から明治30年にかけての石炭貿易動向を分析した長野暹<sup>7</sup>や、幕末から明治前半期にかけての近代工業化過程を洋式軍事工業から石炭産業に焦点をあてて分析し、その外的条件と内発的要因を分析した今津健治の研究<sup>8</sup>などがあげられる。

1984年には、石井寛治の研究<sup>9</sup>が発表された。石井の研究はケンブリッジ大学所蔵のジャーディン＝マセソン商会文書史料の中の本支店ごとの経営帳簿類と書簡類を用いて「外圧」の実証的分析を行ったものである。とくに膨大な量の元帳や仕訳帳を丹念に整理して JM 商会の活動を把握しその社会経済史的的分析を行った。本研究はこうして幕末維新期の近代日本を規定した「外圧」の経済的実態を実証的に究明し、その「外圧」への対応によって形成されていく経済構造の特質を明らかにしようとした。

また杉山伸也の研究<sup>10</sup>は19世紀後半の日本工業化を国際経済史的な視点から分析して日本の短期間での工業化達成を再検討する。すなわち日本工業化において伝統的な産業の産品輸出(生糸・茶・石炭)の果たした役割を検討し、当時の国際経済的環境と西欧諸国の東アジア政策との複雑な相互関係を強調している。

以上のように高島炭坑をはじめとする九州の石炭産業についての諸研究は主として歴史学と経済史によって牽引されてきたと云えよう。筆者はこうした研究史に対して政治史的な観点をも導入したいと考えている。けだし、隅谷も指摘しているが如く、アジア太平洋戦争までの日本石炭産業が前近代的な賃労働関係に規定されてきたと同時に帝国主義諸国との関係にも影響を受けて来たのであれば、石炭産業の経済史的展開と国内外の政治史的展開とが相互に関連づけられて考察する必要

があるだろうと考えているからだ。

## 2. 官営高島炭坑

### <官営前の高島炭坑>

高島炭坑は英国資本および和蘭商社の投資による蒸気機関、炭函昇降機、排水ポンプ、通風装置、石炭積み出し栈橋までの鉄路レール設備などを導入した、いわば近代的な炭坑だった。こうした外国大資本の投入によって蒸気船燃料をはじめとする需要に安定的に応ずるための出炭高を確保していた。

石炭の生産現場(切羽)では、基本的には鶴嘴による塊炭切り出し(先山)とスラ<sup>11</sup>などによって運び出していく(後山)人間労働力に大きく依存していた。この苛酷な地下労働環境の下で一定の炭量を産出するために、必要とする人数の坑夫を坑鉱内に繰り込む「人繰」や、坑夫の居住空間である「納屋」と食を確保する「諸色屋(食糧酒など日用品販売店)」「飯場」そして坑夫を募集して常に一定の労働力を確保する役割を親方がすべて炭坑会社から請負う「納屋制度」によって労務管理が行われていた。これは基本的には徳川時代末期から伝統的に鉱山で実施されてきた制度であった。[坪内安衛；村串仁三郎]

さらに納屋制度による坑夫のみならず、高島炭坑では主としてキリシタン連座の囚人も労役として投入されていた。幕末から明治初年にかけて高島炭坑では多くの囚人労働が使用されたと云われている。キリスト教徒で徳川幕府の禁教令にふれて罰せられた人々のなかには、この炭坑に送られた人が相当いたと云う。[長崎県史<近代編>:49-50]

このように高島炭坑は日本では唯一外国資本による近代的な洋式器械設備を備え、かつ幕末から続く伝統的な請負いによる「納屋制度」、および規模は不明であるが囚人労働も動員して、和蘭および英国の外国資本によって経営された。だがそれは決して安定的な操業ではなく、経営権と負債勘定をめぐって旧佐賀藩主の鍋島直大および採炭責任者松林公留(源藏)と外資、そして日本政府と英国公使等との交渉が比較的長期にわたって行われた。その間、高島では炭坑労働者が賃下げに反対する「坑夫騒動」が何度も発生している<sup>12</sup>。

### <日本坑法による外資排除>

すでに見たように、近代的設備を備えた大規模な炭坑が実質的に外国資本によって管理されている状況がつづいていた。明治維新後の混乱期において、政府の鉱業政策は徐々に確立されていくのであるが、当初は財政上の問題を処理するために通貨の素材となる金銀銅鉱山を官営していくことが重視されていた。

石炭が日本政府部内で注目され始めたのは、1870(明治3)年10月ごろであった。10月22日に、各地方廳管下の石炭産出の地名ならびに出産総数に炭塊を添付して本省(工部省)に提出するよう各府藩縣に命令している。さらに翌1871年正月には太政官において鉱業の洋式化についての事項が稟議されている。すなわち外国人の雇傭ならびに諸器械購買などについて従来規則もなく技長(傭外国人)の意に放任していた。これを改革したいが、未だ内国人で十分検査の任に適する者がいない。よって横浜の異国の東洋銀行(Oriental Bank)に委託して雇外国人の人選、諸器械購買および検査等を行うことが允可された。また2月5日には、より具体的に鉱山師(専門家)を外国から聘傭して開採の業を

執らしめ、日本人に之を修得させることが急務であり、したがって鉱山開発に熟練した外国人を雇い、先ず陸中国諸鑛山(金属鉱山)を開鑿させることを太政官に稟請し、許可されている。2月9日には工部権少丞大島高任が小坂銀山と八戸管下久慈郷の石炭山等を巡検している。[工部省沿革報告:6,51; 金,2015:80-81]

政府が具体的に高島炭坑に関心を寄せたと思われる時期も1870(明治3)年頃と考えられる。その理由の一つは外国船の高島への接岸による石炭購入を求める諸外国からの打診や要請が幾度かあった点が挙げられる。くわえて高島炭坑の日英共同経営の問題に対応したことも、政府が石炭に関心を持つようになった契機であろう[金,2015:81]。

1871年4月、工部省は佐賀藩に令して管下の高島炭坑産炭の標塊を送らせて、その価格及び運輸賃などを諮問している[工部省沿革報告:52]<sup>13</sup>。この頃、石炭開発の担当部署である工部省のみならず兵部省(陸海軍省の前身)も当然ながら艦隊燃料の石炭に関心をもち、良質の高島炭(日英共同経営)ではなく、比較的品質の劣る唐津炭(中小規模民坑)に注目して同年8月に平戸唐津二県下の石炭山を独占支配することを工部省に要請し海軍予備炭山として承諾されている[同上]。

1871(明治4)年9月に英国人「ゴットフレイ」を傭い、鉱山師長として鉱業技術上の分野を督させることを議決した。理由は「官坑開堀ノ業ヲ盛ニスルノ目途ナルヲ以テナリ」と云う。さらに同月、民坑事業を整理するため民坑条規の編成に着手している。これが後の日本坑法となって施行されたものである。[同上]

かくして日本で初めて鉱業政策の基本方針が明らかにされた「鉱山心得書(1872.3)」が發布され、翌年には「日本坑法」(明治6年9月1日施行)が公布された。これにより鉱物はすべて政府の所有とする鉱山王有制および試掘、借区人資格を日本人に限る本国人主義が規定された[金,2015:81-83]。

高島炭坑の所属について、日本政府外務省、工部省と英国公使、和蘭領事との間で1年8ヶ月にわたる交渉の末、1873(明治6)年12月27日に政府による買収契約の調印となった。<sup>14</sup>

#### <官営下での操業>

官収後に高島では支庁が設置された。そこでの採炭事務を統括する主任に命じられたのは鉱山権助伊藤保義だった。彼の下で官行事業となった高島炭坑開発は、わずか11カ月という短期間のものだった。隅谷は、政府が高島や三池の石炭坑を官営したことは意欲的に炭坑経営に乗り出したものではなく、日本坑法に違反している点や営業者間の紛争を解決する為に政府が官収したのであって、本格的に石炭坑を官営していく意図は当初存在しなかったと述べている[隅谷,1968:112-113]。

はたして政府は高島炭坑の操業をどの様に行っていたか見てみたい。工部省鉱山師長のゴットフレイ(J. G. H. Godfrey)の意見によりマーチン以下7名の外国人技師を雇い入れ高島炭坑の採炭業務を開始している。「太政類典」によれば、当初工部省は高島炭坑から十分の利益を見込んでいた。すなわち「現今ノ處ニテハ」一日の出炭量はおよそ300ト、1ヶ月9千トと見込み、これに充当する経費はおよそ1ヶ月3万円と見積っている。そして経費支払の内訳が概算となっているのは、外国人から引き継いだ事業であるため「何分実験ノ上ナラテハ遣払内訳等見込相立無候」であるが、おおよその見積り一カ年分費用が36万円程、「出産高十八万八千噸<マ>程此価金四十八万円程」(相場により変動するが平均1トに付4<sub>丁</sub>半程)となり差し引き12万6千円程の利益を見込んでいた。大蔵省や左院財務課と工部省との間での経費内訳書をめぐりやり取りの末に高島炭坑操業費として月3万円が認められ

ている。<sup>15</sup>

さらに工部省は、炭坑掘採現場が海に近接しているのに水防壁を設置していないために海水が浸入しており、採掘が出来ない状態になっていた事を詰責して、その水壁設置にかかる費用の2万ドルを和蘭商社から出させている。[工部省沿革報告:118-119]

3月24日には、依然として炭坑内に海水が侵入する恐れがある為、海中に水壁を三重にして築造工事を行った。これに費用5万円が別途必要となり、太政官に稟請し裁可されている。本築造工事は8月8日に終了している。3月には炭坑運炭用の鉄路レールの不足部分を補設した。4月19日には、以前に外資によって南洋坑内に設置されていた巻揚機の馬力が小さい為、さらに強力な巻揚器械を新設し、円筒釜ポンプその他の不足していた機材を増補した。これにより「胡麻五尺脈」の掘削を行って採炭量を増やし人力を節減することを見込んでいた。こうした費用1万7,400ドルの交付を太政官に上請し、即日裁可された。また大蔵省に貯備していたポンプも受領し、相当金額を弁償することを令せられた。さらに6月24日には、南洋坑のケージ<sup>16</sup>が損傷して危険である為にボード商社に委託して新しく造らせた。また旧借区人がかつて和蘭商社に委嘱していた採炭機械が到着したので、これを購入している。[同上]

8月8日、暴風雨となり、南洋海岸に新築していた潮止め石垣が崩壊し、繫留していた運炭船の沈没、破棄となるもの多数あった。この為、石垣等の流失損金1万3,100余円、石炭損金4,200余円、その他損失詳らかならず。後日再築工事を行った。この年の8月20日にも再び暴風雨があり、官舎、運炭船、棧橋、坑夫納屋など大きな被害が出た。[同上]

以上見てきたように、工部省管轄の高島炭坑操業経費は、33万円(毎月3万円、11ヶ月)と設備投資と修繕費合わせて10万4,700円だった。この操業費や設備投資費は決して少なくない<sup>17</sup>。こうした投資によって、官収前の共同経営をめぐる争いから不安定な操業状態にあった高島炭坑の「等閑にされた」設備の改修増設が実現したのである。

実際に設備の改修や増設を行いながら、高島炭坑の鉦脈の一つである胡麻五尺線の開鑿に成功している(8月24日)。官営下での1874(明治7)年1月19日(官収完了)から12月までのおよそ11カ月間で、出炭は69,458トで、一か月24日稼行として、日産260トほどだった[工部省沿革報告:117-120;高島炭礦史:17-18]。3月の工部省伺で見積っていた出炭高日産300ト、月産9,000ト[太政類典]には及ばなかった。だが工部省見積りでの高島炭価格4.5ドル/トは炭灰相場であり、塊炭であれば9ドル/トまで高騰する場合もあり、恒常的にはだいたい7~8ドルだった[McMaster:224]。しかも高島炭の38%(1876年)程は塊炭だった[ibid:229]ことから(1ドル=1円として)概算するとおよそ3万円弱の赤字となった。

#### <高島炭坑の政治的意義>

ところで1874(明治7)年には「台湾出兵」が行われた年であった。同年8月10日に、「台湾蕃地」に事あるを以て海軍船艦の高島に回航するとき、石炭を請求する事あらば之に应ずる準備をせよと、太政官から命じられている。それに応えて工部省は石炭を毎月50万斤備蓄することが可能だと海軍省との協議で決定している。さらに9月8日には高島支庁に備蓄する石炭2万トを「蕃地事務局」の予備に充て、毎月2千トを該局に交付すべき事を太政官から命令を受けている[工部省沿革報告:119]。この時期において石炭燃料の軍事的・政治的意義を政府(とくに工部省)が認識していたことは明らかだろう。

さらに当時の高島炭は銅やお茶とならぶ主要な輸出品であった。当時欧米諸国の蒸気船や軍艦が東アジア海域、とくに中国沿岸部に集まっていた。この艦船の燃料として日本の石炭が注目されていたのだ。とくに高島炭は優良品質で知られ、海軍艦艇や定期航路の郵便汽船会社に需要が高かった。しかも1870年代、英国炭価格が高くなり、比較的安価な日本炭が上海市場から英国炭を駆逐しつつあった。当時の日本炭の主力は高島炭と唐津炭であったが、品質面から高島炭が船舶用燃料として大半を占めていた。上海市場への輸出のみならず長崎港での販売も相当量に達していた。[杉山、1978:565-587]

たとえば1872年に長崎に集荷された石炭11万7,499トンの内、4万8,000トン(41%)が上海へ輸出され、6,000トン(5%)が中国北部の港へ、1万2,000トン(10%)が横浜港へ(太平洋郵便汽船会社用)、2万7,499トン(23%)が現物にて長崎港で太平洋郵便汽船会社に売却され、同じく長崎港で1万2,000トン(10%)がその他の蒸気船、さらに長崎港で1万2,000トン(10%)が軍艦に売却されている。[Commercial Reports, 1872:64]

しかも高島炭坑が官行された1874年からは中国市場における石炭輸入が契約ベースで行われるようになった。高島炭輸入の大規模な契約が交わされたのである。中国市場において高島炭をはじめとする日本炭が安定的に売買されるようになったのである。[Sugiyama, 1988:179-180]

したがって当然政府は中国をはじめとする東アジア市場での大きな日本炭需要を意識していたはずだ。このことから8月3日、高島炭を先収会社(井上馨、益田孝等の立社)に託して販売させることになったのであろう。この日に工部省鉱山寮と先収会社との契約が成立し11月15日から履行することとなる。さらに外務省は明治7年9月4日付の太政官への伺書[日本外交文書、Vol. 11, No. 194, 附記2]の中で、高島から長崎へ石炭を廻送する場合の費用により炭価が上がり、石炭売り捌きに不利となるので、高島に限って外国船を直接に寄港させ石炭積み込みを許可すれば、販売面で政府の収納にとって有利となる故、許可したいと述べている。こうして外務省から太政官へ稟請し允裁されている(1874年9月20日)。

すなわち政府(外務省も工部省もそして太政官も)によって高島炭の輸出を促進する政策が実施されていたのである。この時期において政府は高島の石炭産業に政治的経済的な意義を認め、意欲的な諸政策を打ち出していたのである。

### 3. 後藤象二郎への払下げ

高島炭坑はなぜ、かくも1年足らずして民間に払い下げられたのか。もともと明治政府が官営企業を民間に払い下げるのは、1880(明治13)年になってからである。隅谷は殖産興業上からも経営条件の上からいっても、高島炭坑を払い下げる必要はなかったと述べている[隅谷、1968:116-117]。また村串は、高島炭坑の官収が直接的にはボードウィン等外国人の炭坑所有を阻止する「日本坑法」に基づいて行われたのであり、しかも高島炭坑がすでに洋式炭坑として成立しており、国家財政による近代化をはかる必要がなかったとしている[村串:52-54]。すなわち高島炭坑ははじめから政府の保護育成の必要がなかった為に、短期間で払い下げられたと理解されている。この点について、以下の論考において政治史的な観点からも考えてみたい。

<後藤象二郎と長州閥>

征韓論争(1873(明治6)年10月)で下野した後藤は、蓬萊社社員の小室信夫や竹内綱から高島炭坑の払下げに関する情報を得たと云う。このへんの経緯を少し長いが引用してみたい。「偶々長崎の文人小曾根乾堂、<中略>、小室に向って、高島炭坑の奇利あることを語る。小室之を長崎人青木休七郎に質して、其の言の虚ならざることを知りて、伯<後藤>の全力を之に注がむことを勧む。竹内綱も、<中略>、或日、横浜にて、伊藤参議より、該坑の採掘と運搬とに十分の便利あるを聞込み、伯に説く所あり。伯、猶ほ英一番館<グァーティン商会>に就きて、該坑の将来に有望なるを聞きたる上、遂に意を決して、該坑払下運動に着手する」。そして「当時、佐賀事件の残灰、未だ冷かならず。伯は、当路實際の主権者たる大久保の忌む所なれば、小室の名義を以て出願に及べり」。[大町:490-491]

竹内綱もその自叙伝で、「余<竹内>ハ伊藤博文氏ヨリ高島炭ノ将来大ニ有望ナルコト、并ニ政府ハ相應ノ希望者アラバ、之ヲ拂下グベシトノ談ヲ聞キ、後藤ニ勸メテ之レガ拂下ケヲナシメント欲シ」後藤と共に調査して確認した上で大蔵省に拂下願を提出したと云う。[竹内綱自叙傳:437]

大久保利通など政府に警戒されていると考えた後藤は、長州派閥だった伊藤博文との親交の深い井上馨に接近した。井上馨は益田孝とともに「先収会社」を設立し高島炭の販売を工部省から委託されていた。そこで後藤は高島炭坑の払下げを実現するために政府との良好な関係を持つ井上との共同事業を提案したのであろう。

井上馨は、後藤・板垣等の自由民権派と政府との「協和之一端(協和の一助)」となればと考へ、後藤の要請を受け、伊藤工部卿、山尾工部大輔等に説いて払下げ運動に尽力していた。井上馨から伊藤博文への書簡をみると「且昨日後藤象次郎参り候而未だ高島山も片付不申〇〇[破損]一便延引仕呉候様との事不得止延引仕候。、<中略>、実は過日山尾え面会候処、大概情実も相通し、工部省之カーレンチー(保証：筆者)丈を除候得は宜様之振合故、小室、後藤等えも其辺咄し申候処豈計又相違、生も面目無之、彼等よりは切迫論し込呉候様との事、<中略>、何卒先々より懇願之都合にてカーレンチー丈取除き候而御済せ被成遣候はば望外之仕合に御座候。生はエセント(仲介人：筆者)を仕居候得は誠にセーフ之事に候得共、追々申上候様協和之一端とも相成可申と相考へ啄を容候次第に候間、此辺御憐察を以山尾親父異論不出様御説論被成下度奉祈候」と述べている。[伊藤博文関係文書(一):138-139。; 世外井上公傳、第二卷:528-529]

維新以来、後藤象二郎は政府の要職を歴任しており、影響力の有る政治家だった。明治元年には外国取調掛として外交に携わり、参与となり、また初代大阪府知事に任命されている。明治2年には戊辰の役への論功行賞として1,000石の高禄を下賜され、4年には工部大輔に任じられている。さらに明治6年に参議兼任で左院総裁となり、のちに所謂「征韓論争」で下野した。下野して後も、板垣と共に民選議院設立の運動をリードした「大物政治家」であり、当然藩閥政府にとって無視できない人物だった。

井上の要請を受けて伊藤工部卿は、後藤象二郎とその背後にいる板垣退助等土佐の自由民権派の調略的包摂、すなわち宥和的取込策としてこの高島払下げを利用したと考えられる。この後の長州閥に対する土佐派の「妥協的姿勢」を考えると、「宥和策」説を一蹴することは出来ないと思われる。いずれにせよ、大久保利通<sup>18</sup>の日本不在中に高島炭坑の後藤象二郎への払下げが確定した。

内務卿大久保利通は明治7年8月2日に全権弁理大臣として清国に派遣されていた。台湾出兵問題を解決するための交渉に派遣されたのである。これに伴い、工部卿伊藤博文が内務卿を兼務する

ことになった。大久保利通が帰国するのは1874(明治7)年11月27日である<sup>19</sup>。翌日伊藤博文は内務卿兼務を解かれる。高島炭坑が後藤象二郎に売却され工部省の高島鉦山支庁が廃止されたのは1874(明治7)年11月23日であった。したがって大久保利通が帰国する4日前に高島炭坑が払い下げられたことになる。

#### 4. 後藤経営下の炭坑

<蓬萊社>

後藤が高島炭坑に着目したのは、破算に瀕した事業、すなわち蓬萊社の負債を解決しようとしたからだと考えられている[隅谷,1968:127]。当時、明治政府は高島や三池炭坑などを官営にすべきか民営に移すべきか、まだ方針を決めかねていた。「ところが後藤象二郎は維新直前、宿敵坂本竜馬と手を結び長崎で活躍した経験よりして、蒸気船の燃料として石炭の重要性を認識し、すぐ近くにある高島炭坑にも早くから注目していたはずである。蓬萊社の負債の返却に追われていた彼(後藤象二郎)は、高島炭坑の経営によって退勢を挽回せんものと払下げに動いたのであろう。そして背後に高島炭の上海への輸出に強く利害を感じていたジャーディン・マセソン商会がいて、グラバー商会のあとを継承する新しい高島炭坑の経営者として後藤に注目し、なんらかの援助をしようとした形跡も認められる。そのような好機を見逃すような後藤ではない。彼はジャーディン・マセソン商会を積極的に利用しようとしたであろう。さらに彼には深い関係で結ばれている岩崎弥太郎がついていた。燃ゆるような情熱をもって日本の海運業の独立に活躍していた弥太郎が、高島炭坑の存在に注目しないのがむしろ不自然である」[今津,1972:288-289]。

蓬萊社の業務というのは多岐にわたり、貢米買請業務(地租改正前)・買請石代金納業務および貢米荷為替業務、府県為替方業務、官省官金取扱業務、両替・預り金・貸付金・危険請合業務、および製糖、製紙、炭坑業などの事業だった。さらに蒸気船5隻をそなえ北海道、奥羽、九州方面の物産輸送を行い、横浜のJM商会と組んで貿易業にも関わっていた。また各地の士族から金録公債証書を安価に買収したともいわれる。[宮本:289]

このように手広く事業展開していた蓬萊社であったが、高島炭坑払下げの為の即金20万円を自前で準備することが出来なかった。この資金を融資したのがJM商会であった。マクマスターによれば「この時、日本政府は明らかに政府自身の日本坑法に違反していることを知っていたし、黙認した」。「後藤象二郎は1875年4月から1876年3月まで元老院副議長に就任しており、自らに有利な形での例外規定として取りまとめる地位にいた」と云う[McMaster:225]。

ところが後藤が高島炭坑の払下げを請願するのは1874年11月10日であり、払下げの決定が下されたのが11月19日であった。元老院副議長就任はそれから半年後である。したがってマクマスターの推測は、すなわち後藤の高島炭坑払下げ方が明らかに日本坑法に違反している事実を、政府が黙認していたとする主張には根拠が無い。むしろ伊藤や大隈らの政府指導部が、かつての羽振りの良かった蓬萊社や後藤個人の資金的状況を正確に把握していなかった上に、国会開設問題や木戸孝允中央政界復帰の促進、民権派の取り込みなどを急ぐあまり高島払下げを、請願から10日足らずで認めたのが事実であろう。正式な払下げ手続きの後で(11月27日)、政府はあわてて命令条目に外資排除の項目を追加した。これは蓬萊社の外資依存を防ぐための措置であった。

そもそも後藤象二郎が社長を務める蓬萊社は、資本金の振り込みがほとんど進まないにも関わら



ず、事業を展開することが可能だった。それは陸軍省その他の官金を預かることができた為である。しかし「決定的に重要な意味を持ったのは、ジャーディン＝マセソン商会横浜支店からの融資だったと思われる」。横浜支店の経理状態、とりわけ蓬莱社との関係を調査した JM 商会上海支店の報告には次のようなことが指摘されている。「後藤ならびに蓬莱社との 1873/74 年度[1873 年 5 月～74 年 4 月]における諸取引は約 150 万ドルに達するが、その多くが仕訳帳や元帳に記帳されておらず、数十万ドルに及ぶいくつかの取引に至っては補助帳簿にも姿を現さない。マーカントイル銀行支配人が私に同行と商会との取引を詳しく教えてくれたおかげで、ようやくそうした取引を知ることができた」と云う。[石井:264]

したがって 1874 年 4 月の時点で、すでに蓬莱社および後藤の経営は JM 商会からの融資に依存していた状況にあったことが分かる。後藤にとって高島炭坑払い下げは渡りに船で、負債の穴埋めを期待してのことであっただろう。このことは蓬莱社の社員、とりわけ後藤の右腕の竹内綱も承知のことであつたに違いない。

具体的に高島払下げ後の状況を見てみよう。1878 年 9 月に JM 商会が作成した「訴件顛末書」[大隈文書<第五巻>:205-216]によれば、後藤は高島炭坑払下げの為の資金を JM 商会横浜支店から全額借り入れている。すなわち 1874 年 11 月に洋銀 10 万ドル、75 年 1 月に二度にわたって洋銀 10 万ドル、都合 20 万ドルが後藤の手から大蔵省へ納付された。以後も JM 商会は後藤の要請により融資を続け、1878 年 2 月にはその負債総額が洋銀 115 万 766 ドル余りになっている。また、1874 年 12 月に JM 商会は後藤象二郎より高島炭坑ならびに石炭山の代理人を命ぜられ、以来同商会は「該港支扱人」として特権をもって後藤の為に坑業に従事していると云う。JM 商会横浜支店は後藤から「坑産物ヲ抵当トシ又同会社ヲ代理人トシ以テ其約定ヲ確實ニ」すべき證書を受けている。さらに 75 年 7 月には公正証書を作成し、両者間の契約関係を確定した。JM 商会は後藤を借金漬けにして高島炭坑の経営権を握り徹底的に炭坑からの利益を搾り取っていったことが分かるだろう。

現場で高島炭坑を実際にやり繰りしていたのは、資金繰りに苦しんでいた蓬莱社の社員竹内綱であった。彼は JM 商会と連絡をとり技師のマーチンやスティーヴンスの協力を得て出炭を増やし、1876(明治 9)年 6 月の決算には月産 3 万ト、利益 5 万 5 千円余りを出した[竹内綱自叙伝:437]。だが実質的な経営権は巨額の融資をしている JM 商会側が掌握していたのである。蓬莱社・後藤側には炭坑からの利益金は渡らないような取決めと高島炭の中国市場での価格操作が行われていた[大隈文書<第五巻>:136-137]。

さらに蓬莱社にとって不運なことに、1876(明治 9)年 7 月 25 日に坑内で大規模なガス爆発が起こり、全坑内に火災が発生した。坑口を密閉しても鎮火せず、ついに坑内に海水を注入して火災を食い止めた。この海水を汲みだす為の揚水ポンプを英国から買い入れ、1877(明治 10)年 3 月末になってようやく坑業を回復するに至った。

蓬莱社は 1876(明治 9)年 8 月に倒産した。竹内綱は西南戦争に西郷側に与したとして逮捕され、炭坑業務も火災や戦争による坑夫不足、その後のコレラ流行などが重なり、高島炭坑の操業はますます悪化した。

#### <後藤炭坑舎>

1876 年 8 月 22 日付けの利益配分案をもとにして蓬莱社の債権者会議が開催された。このときに

取りまとめられた処分案を9月16日付でJM商会へ送付した。これに対し、JM商会側は書簡(10月20日付)で同案を拒否した上で、日産500ト台まで炭坑が回復すれば「炭坑毎月ノ純利二割」を分配することが可能だという妥協案を提示した。後藤側は11月21日付書簡で事実上これを受け入れた。翌1877年9月3日付書簡で、後藤は炭坑の復旧が実現したとして利益配分を要請した。ところがJM香港本店からの書簡(10月26日付)では日産400ト以上の場合に限って分配案を承認するが、それ未満では分配は不可能だと伝えた。ついに1878年2月12日、後藤象二郎はJM商会に対して鉱山の代理人契約を解除する旨を通告し、自ら長崎へ赴いて経営を統括することになった。[石井:314-315]

こうして1878(明治11)年5月から後藤炭坑社の名義で高島炭坑が経営されることになった。78年4月に大江卓(後藤の娘婿)と竹内綱(後藤の盟友)が反乱容疑で逮捕された後、青木休七郎が後藤の代理となった。しかしJM商会との繋がりは切れず、同年6月からR.ホームが後藤炭坑舎に入り、T.ロバートソンがJM商会の長崎代理店業務を担当することになった。資金面においては依然としてJM商会からの前貸しに頼っていた。[同上書:322]

1878年10月末、後藤が約束の20万ドルをJM商会に返済する期限であったが、履行されなかった。JM商会はパークス英公使に日本政府の「干渉」と「扶助」を求めるようお願い出、同時に岩崎弥太郎に対して介入を求めた。岩崎は介入を断わり、また外交的アプローチも失敗した。当時の寺島外務卿がパークスの求めを拒否し、裁判所の判断に委ねることを強調した。そこでJM商会は後藤を相手取り東京裁判所へ提訴した。結果は原告側(JM商会)の敗訴であった。根拠は「日本坑法」違反である。[大隈文書、五巻:199]

1879年3月に判決がおりてから両者間で示談が進められた。日本政府内部でも高島払下げの時から後藤と関係の深かった伊藤工部卿と大隈大蔵卿が背後から後藤を支援した。かくして和解案がまとめられ両者代理人の間で幾度か交渉がなされて妥結した。後藤とJM商会の関係を仲介する山口県士族中原国之助を含む三者関係とすることによって、日本坑法違反を形式上避けると共に、後藤から実権をほとんど奪うことによって、中原が信頼に依れば、JM商会は5年間で65万ドルを回収し、その他に手数料などの収入を見込んだものだった。4月10日にJM商会の要請によって後藤が大隈大蔵卿に会い、中原への抵当差し入れを認めさせた。この和解案が伊藤、大隈の支援によって成立したことはほぼ間違いない、と云う。[石井:324-328]

表「後藤経営時代の高島炭坑の出炭量」

1875(明8)年	125,060ト	(1ト未満切捨)
76(9)	101,760	
77(10)	93,259	
78(11)	150,184	
79(12)	187,271	
80(13)	230,895	
計	888,432ト	

(出典:三菱鉱業セメント株式会社編『高島炭礦史』1989年)

かくして高島炭坑は中原国之助が処分権を持つことになった。炭坑経営は79(明治12)年、80(明治13)

年と上向きになっていたが、高島での後藤の代理人からの詳しい経理報告によって未払金が8万ドル近くあり、賃金不払いに対する坑夫の暴動が生じる危険が指摘された。後藤の代理人は、坑夫への賃金を2～3カ月遅配した方が坑夫引き留め上有利であると述べつつ[McMaster:236-237]<sup>20</sup>、新規に30万ドルの借入れか、あるいは中原への約束手形支払いを5年間猶予してほしいと要望した。JM商会側は勿論それを拒否した。

なぜ後藤の代理人はこの様な要望を行ったかについて、石井寛治は高島炭鉱経営が決してJM商会が考えたように成功しているわけではないことを強く印象づけるためだったと考えている。さらに「後藤側のかかる作為は、賃金遅配そのものについても感ぜられるが、1880(明治13)年11月4日から5日にかけて発生した坑夫暴動もまたきわめて奇妙で不自然なものであった」と云う。[石井:336-337]。

この「坑夫暴動」に関して最も早い情報は、長崎縣令から内務省への電報であった。それは明治13年11月5日付けの内閣書記官主査による内務省上申「長崎縣下高島炭坑々夫沸騰」と題して次のように報告されている。「長崎縣下高島坑夫昨夜九時頃ヨリ沸騰〇〇(判読不可:筆者)放火ス未タ鎮定ノ模様無之者同縣令ヨリ電報有之候間不取敢此段上申候也」。また翌日6日の内務省上申に付けられた別紙では、「長崎縣電報。高島沸騰今午前一時器械室ニ放火シ器械其他人家七八戸毀テ負傷人アリ死人ノ有無分ラス外国人ハ異事ナキ由シ今午前六時粗鎮定巨魁ハ潜〇(判読不可)逃走ス逮捕中」とある。[太政類典、第四編、第十八卷、地方、土地処分]

内務省に上申された第一報では、高島坑夫が11月4日夜9時頃から騒擾となり、5日の午前1時ごろに機械室が放火され人家7～8戸が破壊され、負傷人がでていますが外国人は無事であり、午前6時にはほぼ鎮定し首謀者は逃走している、との事である。

新聞では『郵便報知新聞』がいち早く11月6日版で、「昨日長崎縣より其筋への電報に昨夜午後九時頃高島石炭坑内より出火し火勢猛烈いまだ鎮火の模様なし取敢ず上申す」とだけ簡単に報じられている[郵便報知新聞、明治十三年十一月六日]。同紙ではその後同年11月17日になって、去る4日午後8時頃に凡そ80人ばかりが「不意に」突出して他の坑夫召集し数百人が立ち上がり炭坑社員の家屋、勘定場などに乱入物品を奪い、炭坑事務局や器械所に放火し、人家およそ十七戸を破壊し「其内同坑雇外国人の居宅は損害殊に甚しかりしと」報じた。さらに同紙では「首謀者と認むる百人計りは掠奪の物品を携へ該島を脱走したる由六日は全く平常に復して第二坑も従前の通り事業に着手せり」、ところで「この暴挙に及びし原因は未だ詳かならざれども坑夫等か兼て給金の事に付不満を懐きて屢々役員に訴ふれども採用なかりしを以て斯る企てをなせしものならんと云ふ」[同上紙、明治十三年十一月十七日]と報じている。

さらに地元紙『西海新聞』がこの事件に対して最も詳しく報じている。11月7日に第一報を報じた。「去る四日午後八時頃高島炭礦の坑夫等廿名計り乱暴の事ありて所々を放火したれど第二坑の出炭は今日より相替らず着手に及べりと又右乱暴人の為に死亡せし者は一人も」無いと云う。

同紙11月9日の記事では「高島炭坑々夫暴動の景況報知」と題して「去る四日夜、<中略>、午後七時頃、<中略>、坑夫二三十人集合し 納屋頭の内一人ハ頭部を殴打され疵傷を負ふ、<中略>、非番の各納屋に至り其坑夫等を煽動し遂に之れを團結し先つ車道近傍の家屋又ハ炭箱等を破壊し転して、<中略>、屯集するに當てハ夜既に八時にして人員殆んど三百名なり」、さらに炭坑事務局に侵入して金庫を破壊し器具帳簿を破却し、坑夫取締所を襲い物品などを破棄、そして諸色屋(食料雑貨店)や社宅数

軒を破壊した後で、第一坑などに放火し、ここにおいて「急を長崎本局及び新地警察署に報したれば午前一時(即ち五日なり)の頃より此報の長崎に達するや」、社員数名が高島に駆けつけ、さらに警部が巡查三十名を率いて高島に行き、九時頃には鎮静していた。なぜ鎮静したのかを聞くと「彼の巨魁等五六十名海に航して沖ノ島地方に逃亡せしに由る」と云う。警察官が暴徒を捕縛し尋問したが「此挙や聊かの前表もなく突然の暴発にして未だ其仔細を詳知する能はず」「尤該炭坑の内第一坑豎坪の火災八午十二時(五日なり)に至つて鎮滅し」「第二坑ハ格別の異状なきを以て翌六日午前より採用に着手したり」と詳しく報じている。〔西海新聞、明治13年11月9日〕

その後、高島炭坑で暴発した坑夫が大阪府下へ逃げ込んだという情報により大阪府において昨今嚴重に取り調べていると云う〔同上紙、明治13年11月29日〕。さらに後藤象二郎が高島炭礦で「先達て坑夫の乱暴に際し巻機械其外散々に打碎かれ一時休業せしを追々機械を新調し且つ放火に罹りし納屋等を夫々建築に及び既に着手に相成居る」としてこの度は「最と嚴重に修理」し防禦し「最早第一第二礦とを無事にて一日乃出炭高凡そ七八百噸に上れりと」報道されている〔同上紙、明治13年12月8日〕。

たしかに、報道などを見る限り、1880(明治13)年11月4日夜半から5日朝にかけての「坑夫暴動」がなんら前触れもなく突然に発生し、しかも賃金引き上げなどの具体的な要求を明示的に掲げることもなく、器械室や納屋や近辺民間家屋に放火して炭坑経営に「外見上の」ある程度の打撃を与えており、しかも小船三艘による逃走を準備した少数グループによる計画的なものであったと思われる。さらに「暴動」の翌日11月6日午前には採炭を再開して、12月8日の西海新聞で日産7~800トと報じられている。これにくわえて内務省への「長崎縣上申」によれば、「暴動」に参加した坑夫45名が逮捕され、逃走する者のうち出生地と氏名が判明した者30名となっている〔大政類典、第四編、第十八卷、地方、土地処分：明治十三年十一月廿五日〕。氏名などが判明し、大阪に逃走したという事が分かっているにも関わらず、逃走坑夫が逮捕されたという情報が無い。不可解な「暴動」と言わざるを得ない。

石井寛治によれば、この時点で暴動が起り、鉦山が打撃を受けることから最も利益を受ける者は、他ならぬ後藤であり、後藤から高島炭坑を譲り受ける決心をすでに固めていた岩崎弥太郎であった。JM商會が高島を安価な代償であっても早く手放したいと思うようになることを、後藤と岩崎がこの時点で最も強く願っていたと云う。〔石井：337-338〕

#### <福澤諭吉と高島炭坑買収>

この不可解な「坑夫暴動」のわずか5ヶ月足らずの後に、高島炭坑は三菱の岩崎弥太郎によって買収譲渡された。1881(明治14)年3月31日、「後藤象二郎稼行スルトコロノ高島炭坑ノ権義一切ヲ譲受ケ象二郎ノ諸負債消却並ニ營業諸勘定ヲ処理ス総額九拾七萬千六百余円尋テ象二郎ニ対シ炭坑存続期間月毎ニ金千円ヲ贈ル」〔三菱社誌<9>:56〕ことになった。

岩崎弥太郎が高島炭坑を後藤象二郎から買収する決心を固める過程で、福澤諭吉がその斡旋に努めている。福澤は高島炭坑に関する訴訟等の状況を知って「後藤の一身は兎も角も、外国人の横着なる所業を憤り、無理にも後藤に勝利を得せしめようとして、周旋尽力凡そ三年ばかり、遂に其炭坑を三菱会社に引受けしめ、これがため後藤が漸く多年來の苦境を脱した」と云う〔福澤諭吉傳<第二卷>:524〕。もっとも福澤と後藤とはあまり付き合いもなく、懇意の間柄ではなかった〔同上書:523〕。ではなぜ福澤は後藤の為に長いこと仲介の労をとったのか。単に「外国人の横着なる所業」に憤りを感じただけではないようだ。

1878(明治11)年には筆頭参議大久保利通が暗殺され、近衛兵暴動(竹橋事件)も発生し政治的に不安定な状況であった。しかも1880(明治13)年3月には国会期成同盟によって国会開設請願運動が始まった。とりわけ土佐派の板垣退助等による国会開設運動が広く人心を動かしつつあり、全国各地で国会期成同盟会議や政談演説会が開かれ、地方から有志者や地域市町村の惣代が上京して太政官など政府機関に国会開設請願書が提出される状況(しかし受理されず)だった。[朝野新聞、明治十三年十一月七日、十七日、十二月十一日、十四日]。

この時点では大隈重信、伊藤博文、井上馨は国会開設には異論なく協調して意見調整をしていくことが合意されていた。この三人の参議は、明治13年の暮れに、全国の世論を「指導」する目的で政府機関誌「公布日誌」を発行することを計画し、それを福澤諭吉に委任していた[福澤諭吉の手紙:「井上馨・伊藤博文宛」214-218]。

福澤は板垣および後藤の土佐派に対して民選議院(国会)設立運動に期待していたようだ。彼は後藤象二郎の政治的手腕<sup>21</sup>を評価していた[岩崎弥太郎傳<下>:365]。長州閥の井上馨から国会開設の意思を直接聞いて、福澤は「公布日誌」発行を引受けている[福澤諭吉の手紙:「井上馨・伊藤博文宛」216]。

少なくとも一要因としては、三菱と深い関係にあった大隈と土佐派の後藤との関係及び「国益」を意識したことが、福澤をして高島炭坑の周旋を比較的長期にわたって行わせたものと考えられる。福澤は三菱の庄田平五郎(慶応義塾出身)に宛てて書簡(明治12年10月7日付)を出している。「兼て内々御承知も御座候後藤氏炭礦の一條、昨年十月の頃小生より三菱石川氏へ内話いたし候義も有之、其節は頓と纏り不申今日に至りし事なり。生は初より高島礦は三菱の所有にいたし、後藤も三菱も共に便利ならんと考にて、今日迄も其説を変じたることなし。、、<中略>、尚又昨今炭礦の事情を聞くに、或は此節なれば首尾能可参哉の見込なきにあらず。、、<中略>、此事成れば三菱の利害は姑く攔き、国の為にも大に體面を保護するの譯け、英一の方も此節の處にては既に其関係明白相成候義に付、唯金をさへ旨く用れば随て利益も可有之存候」。[福澤諭吉傳<第二卷>:524-525]

そして福澤は、明治13年4月には後藤の旧友で高島炭坑処理に尽力していた山東直砥宛に書簡を出している。この中で福澤は、弟の岩崎弥之助が来訪して次のように語ったと記している。すなわち「先方の様子、先づ上首尾と申て可ならむ。唯此上は大岩(弥太郎)の決心如何に在る而已」と。また福澤は山東に次のように述べている。それは、高島買収が成るとすれば、第一第二の仕事は後藤象二郎が東京に帰って「内債の處置に着手不致ては不叶」とし、その際にも(山東氏の)周旋が必要となる。さらに福澤は「斯くまでに相成候上は、今後の一大要訣は事を秘するに在るのみ。今日にても顕れては破れ可申、誠に恐ろしき事に御座候」[福澤諭吉傳<第二卷>:528]。ここでの「先方」とはJM商会側を指していると思われる。そうならば、JM商会は三菱が高島を引き受けて負債を処理してくれることに基本的に同意しており、あとは岩崎弥太郎の決断しただいと云う。また東京での後藤の債権者(国内)に対して何らかの対処をしなくてはならず、且つまた高島の三菱への譲渡と国内債務処理とを秘密に行わなければ失敗すると釘をさしている。

山東への書簡から一月後に、福澤が岩崎弥太郎と面談した。その際、弥太郎は高島炭坑の買収については何ら障害もないが「唯々大事急に決し難し、去逆之を捨る之意なし」と、福澤は弥之助宛の書状で書いている。ここでは交渉の焦点は岩崎が後藤の負債に対してどこまで面倒を見るかに絞られていたと云う。[岩崎弥太郎傳<下>:370-371]

1880(明治13)年7月、福澤は岩崎弥之助宛の書状で「明治11年10月12日より13年7月5日ま

で、一年と九ヶ月にて、遂に事の成るを見たり。実に愉快に不堪候」[岩崎弥太郎傳<下>:371]として自分のこれまでの斡旋が結実したことを喜んでいる。かくしてこの時点で岩崎弥太郎が高島炭坑買収を決断し、あとはJM商会など債権者との弁済金額をめぐる問題の処理だけだった。

それから11月の「坑夫沸騰」を経て約8ヶ月後の明治14年3月に、交渉が一旦妥結した。しかし、ここにきて、現地高島炭坑でなお数万円の支出を要することが分かった。それは福澤諭吉が大隈重信宛の書簡で緊急に助けを求めた文章で明らかにされている。少し長文だが引用したい。「高島の一線既に三菱より長崎へ委員派出、授受將に成らんとする其時少しく故障を生じたりと申は、最初の約束六十萬、是にて一切取片付の積の處、坑夫へ払其外毎月々送りの高三四萬も有之由、<中略>、ガラバと申外国人放逐の積なりしに昨年より三カ年の約束あり。上海香港に毎月幾千噸売込の約束あり、<中略>、右三條の間違にて、三菱社長甚だ不満の様子、<中略>、或は破談も難計不怪話に御座候。、<中略>、今日此場合に臨で何ぞ細々論ずるを須ひん、片時も速に決定致度、殊に明後廿一日は紀州其外の金主へ金を渡す可き期限、一日一刻も猶豫す可らず、<中略>、誠に恐入候得共今日小野義真にても至急御呼寄せ、炭坑授受に付何か議論あるよし福澤より承りたれ共、結局些細の事ではないか、此場合に臨で何をぐずぐず云うか、片時も早く片付けろと、唯御一聲御願度、然る時は小野は必ず其御説諭の趣を熱海(弥太郎が湯治で滞在中)へ報じ、事、立處に整頓いたし候儀に可有之」と。

[福澤諭吉傳<第二卷>:526-527]

この福澤の書簡を受けて、大隈は直ちに手紙を岩崎弥太郎宛に送った。当時参議筆頭の大隈の一声で岩崎は矛を収めた。明治14年3月下旬、高島炭坑の授受の契約が成立し、4月16日には政府から高島炭坑経営の官許が岩崎弥太郎に下された。[岩崎弥太郎傳<下>:375-376]

## 5. おわりに

高島炭坑は幕末から外国資本によって開発されてきたが、1881(明治14)に至ってはじめて国内政商資本によって清算買収された。日本の民間資本によって、政府の掲げた鉱業からの外資排除が実現することになったのである。

一旦は政府によって買い上げられ官営下されたが、国内の政局に一定の影響を受け、藩閥政治の一つの手段として高島炭坑の後藤象二郎への払下げが長州閥によって行われた。これに対して後藤の蓬萊社の経営実態に気付いた大蔵省と工部省は、あわてて第二番目の命令条目を発して、高島炭坑の外国資本への担保等への設定を禁じた。だが後藤の放漫経営は外資との関係を断ち切ることが出来ず、また外資も後藤を把握することで有望炭坑からの利益を見込んでいた。

蓬萊社および後藤炭坑舎による高島炭坑の経営は資金不足から外資による巨額な融資を受けつづけた。高島炭の販売権および炭坑経営の実権は外資に譲り渡されていた。その結果、炭坑からの利益は外資の手数料と返済に優先され、蓬萊社側には渡らないような取り決めに縛られており、しかも高島炭の中国市場での販売価格の操作も行われていた。蓬萊社の倒産後に後藤とJM商会との間で裁判と和解とが繰り返されたが、基本的には高島炭坑の経営はその営業資金を外資に依存したものであった。ここに至って高島炭坑の三菱への譲渡の可能性が模索されるようになった。

要するに後藤経営下の高島炭坑の経営をめぐる展開は、一面において積年の懸案であった鉱業分野からの外資排除をめぐるものであった。しかし本論で見て来たとおおり、その道筋は平坦な一本道

ではなかった。イギリス資本が関与しており明治政府も法令違反として切り捨てて早期解決を断行するわけにもいかず、比較的長い期間での交渉による妥協を導き出すという手法をとった。しかもそれは国内外での政治的配慮が介入して紆余曲折した過程となった。

さらにもう一面において、高島炭坑の後藤への払い下げと、その後の岩崎弥太郎への買収譲渡をめぐる展開は、藩閥政治の影響、とりわけ国会開設と憲法制定をめぐる大隈・福澤、伊藤・井上などの思惑も食い込んでいた。もちろん岩崎にとっては高島炭坑の経済的利益と将来性が第一義的に重要であり、この観点から慎重に計算して駆け引きしたことであろう。しかし本論にて見てきた通り、高島炭坑の買収譲渡には明らかに経済外的な要因、すなわち伊藤博文、大隈重信という政治指導者の支援と藩閥の作用が介入していたのである。

#### 引用・資料文献

COMMERCIAL REPORTS from HER MAJESTY'S CONSULS in JAPAN, 1872, LONDON: Printed by Harrison & sons, 1873. 論文中では[Commercial Reports, 1872]。

外務省編纂『日本外交文書』日本国際連合協会発行。論文中では[日本外交文書]。

服部一馬(1968)「高島炭坑とジャーディン=マジソン商会」中川敬一郎他編『近代化と工業化』一條書店。

今津健治(1972)「九州における近代産業の成立」福岡経済協会編『日本近代化と九州』平凡社。

今津健治(1974)「明治前期におけるエネルギー使用の諸問題」『エネルギー史研究ノート』1974-12-10。

井上馨侯傳記編纂会(1968)『世外井上公傳<第二卷>』原書房。論文中では[世外井上公傳<第二卷>]。

石井寛治(1984)『近代日本とイギリス資本』東京大学出版会。

石河幹明(1932)『福澤諭吉傳<第二卷>』岩波書店。論文中では[福澤諭吉傳<第二卷>]。

伊藤博文関係文書研究会編(1973)『伊藤博文関係文書』塙書房。論文中では[伊藤博文関係文書]。

岩崎家伝記刊行会編(1979)『岩崎弥太郎傳<下>』東京大学出版会。論文中では[岩崎弥太郎傳<下>]。

慶応義塾編(2004)『福沢諭吉の手紙』岩波文庫。

金光男(2010)「官取前の高島炭坑をめぐる一考察」『茨城大学地域総合研究所年報』43号。

金光男(2011)『『明治初期』日本のアジア外交について；明治維新前後から台湾出兵まで』

『The Journal of Eurasian Studies』vol. 8, no. 4。

金光男(2015)「近代日本の石炭政策：長崎開港から高島炭坑官取まで」『茨城大学人文学部紀要(社会科学論集)』No. 59。

前川雅夫編(1990)『炭坑誌 長崎県石炭史年表』葦書房。

McMaster, John, (1963) “The Takashima Mine: British Capital and Japanese Industrialization”, BUSINESS HISTORY REVIEW, vol. 37, no. 3.

三菱鉱業セメント(株)高島炭坑史編纂委員会編(1989)『高島炭坑史』三菱鉱業セメント株式会社。論文中では[高島炭坑史]。

三菱社誌刊行会編(1980)『三菱社誌(9)』東京大学出版会。論文中では[三菱社誌]。

宮本又郎(1975)「明治初期の企業と企業家—蓬萊社の場合」宮本又次ほか編『上方の研究(第2巻)』清文堂。

水沼知一(1963)「明治前期高島炭坑における外資とその排除過程の特質」『歴史学研究』No. 273。

村串仁三郎(1976)『日本炭鉱賃労働史論』時潮社。

長崎県史編集委員会(1976)『長崎県史<近代編>』吉川弘文館。論文中では[長崎県史<近代編>]。

- 日本史籍協會編(1934)『大隈重信関係文書』東京大学出版会。論文中では[大隈重信関係文書]。  
日本史籍協會編(1895)『大隈伯昔日譚(二)』東京大学出版会。論文中では[大隈伯昔日譚]。  
大橋昭夫(1993)『後藤象二郎と近代日本』三一書房。  
大町桂月(1914)『伯爵後藤象二郎』富山房。  
杉山伸也(1978)「幕末、明治初期における石炭輸出の動向と上海石炭市場」『社会経済史学』Vol. 43, No. 6。  
Sugiyama, Shinya, (1988) Japan's Industrialization in the World Economy 1859-1899, The Athlone Press: London and New Jersey.  
隅谷三喜男(1968)『日本石炭産業分析』岩波書店、昭和43年。  
隅谷三喜男(1955)『日本賃労働史論』東大学術叢書。  
「竹内綱自叙傳」(1967)『明治文化全集』第二十五卷、雑史篇、日本評論社刊。  
坪内安衛(1999)『石炭産業の史的展開』文献出版。  
早稲田大学社会科学研究所編(1962)『大隈文書、第五卷』早稲田大学社会科学研究所。論文中では[大隈文書<第五卷>]。  
『西海新聞』(長崎)  
『朝野新聞』  
『郵便報知新聞』  
『太政類典』第四編、第十八卷。

---

<sup>1</sup> 筆者は2017年度茨城大学基盤教育科目「グローバル化と人間社会」の中で、「世界史における日本近代化」という題目の授業を担当している。この授業の一コマで、明治前期の石炭産業と工業化を取り上げている。授業での説明に際して、当時の国際環境と日本工業化を経済史的な関連で考えると同時に政治史的な脈絡においても理解することが大切だと感じている。社会事象をそれぞれの観点から分析していくことが重要であることは言うまでもないが、それを総合的に捉えることも必要であると考えている。よって本研究が、世界史的な関連に着目しつつ日本近代化を考えていく授業に幾分でも反映されることを筆者は期待している。

<sup>2</sup> [今津健治、1974: 9]。幕末維新の頃、高島炭坑は極東海域で大量かつ良質な塊炭を供給可能なほとんど唯一の存在だった。当時東アジア地域の炭坑として華北、台湾、セブ島、ボルネオ島北岸などに良質の炭層があった。しかしそれらの炭坑は海岸よりやや奥地にあるため鉄道建設に莫大な投資と開発が必要とされ、また不安定な治安が安定的な供給を妨げる条件となっていた。高島は運炭船が直接に接岸でき、すぐ近くに近代的機械設備の整った船舶修理工場(長崎造船所)を備えた長崎港をひかえていた。

<sup>3</sup> 水沼知一「明治前期高島炭坑における外資とその排除過程の特質」歴史学研究会編『歴史学研究』273号、1963年。

<sup>4</sup> McMaster, John, "The Takashima Mine: British Capital and Japanese Industrialization", BUSINESS HISTORY REVIEW, Vol. 37, No. 3, 1963.

<sup>5</sup> 服部一馬「高島炭坑とジャーディン=マジソン商会」小松芳喬教授還暦記念論文集『近代化と工業化』1968年。

<sup>6</sup> 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、1968年。

<sup>7</sup> 長野暹「幕末期～明治30年における石炭貿易」秀村選三ほか『近代経済の歴史的基盤』1977年。

<sup>8</sup> 今津健治「九州における近代産業の成立」福岡ユネスコ協会編『日本近代化と九州』1972年。

<sup>9</sup> 石井寛治『近代日本とイギリス資本』東京大学出版会、1984年。

<sup>10</sup> Sugiyama, Shinya, Japan's Industrialization in the World Economy 1859-1899, The Athlone Press: London and New Jersey, 1988)

<sup>11</sup> スラとは竹籠または木箱造りの箱で一杯72kgほどになった。これを曳き綱で肩にかけて這う様にして運んだ。



- 
- 12 1870(明治3)年3月、同年6月、1872(明治5)11月に「坑夫騒動」が発生している。[金光男、2015]を参照せよ。
- 13 奇しくも同年6月に後藤象二郎が工部大輔に任命されている。
- 14 この間の官収をめぐる交渉過程は[金光男、2015:83-85]を参照せよ。
- 15 [太政類典:第四編、第十八巻]「三月三十一日、大蔵省へ達、工部省伺高島石炭坑入費等ノ儀其省申立ノ趣モ有之候所即今取調方差支ノ次第モ有之候ニ付別紙ノ通及指令候條渡方可取計此旨相達候事」
- 16 坑中に人夫器械等を出入り昇降させるところの鉄カゴ。
- 17 [村串仁三郎:52-53]によれば、炭坑の後藤による買収額55万円と比べて多いとは言えないと云う。しかもこの改修費や増設費が高島炭坑の生産体制を飛躍的に高めるものとなっていないと論じている。しかし、改修費や増設費を後の後藤による買収額と比べることが合理的であるかどうか疑問であり、さらに高島炭坑の出炭量が翌年以降から飛躍的に増加している事実を考えれば、官行による改修増設の設備投資への村串氏の評価は説得的ではない。
- 18 大久保利通は後藤の元老院副議長就任に当初は反対していた。すなわち大久保は土佐派に対して厳しい姿勢をとっていた。
- 19 台湾出兵に伴う大久保利通の北京での交渉過程については[金光男、2011]を参照せよ。
- 20 マクマスターによれば、後藤象二郎は坑夫への賃金支払いが3か月も遅れていることの言い訳についてJM商會に次の様に語っている。坑夫達は通常の間人として考えてはならない。彼らは獣や鳥と同じで空腹を感じれば食べ物や飲み物を求め、明日の事は考えず、今日を知るのみだ。だから賃金を支払って食べ物や飲み物をたくさん与えれば、彼らはやがて逃走してしまい、今日のような高島炭坑の発展はありえなかっただろう、と云う。
- 21 後藤象二郎は大政奉還を主導した人物として評価されていた。